

令和7年度

## 板橋区児童相談業務人材育成専門員（心理）（会計年度任用職員）採用選考案内

この採用選考は、板橋区子ども家庭総合支援センターで勤務していただく児童相談業務人材育成専門員（心理）（会計年度任用職員）を任用するために実施するものです。

### 1 採用予定数・勤務場所

| 採用予定数 | 勤務場所                                              |
|-------|---------------------------------------------------|
| 若干名   | 板橋区子ども家庭総合支援センター（児童相談所）<br>所在地：東京都板橋区本町 24 番 17 号 |

※ 板橋区子ども家庭総合支援センターは、児童相談所機能と子ども家庭支援センター機能を併せ持つ施設として、令和4年4月に開設しました。

### 2 職務内容

- （1）児童虐待に関する通告受理、緊急受理会議、状況調査及び児童虐待が認められる家庭への支援、総合支援センターで受けた相談等への対応について、総合支援センターの職員に対して助言及び指導をすること。
- （2）援助課長の指揮監督の下、総合支援センターの児童心理司に対して助言及び指導をすること。
- （3）その他前各号に付随する事項

### 3 受験資格

- （1）児童心理司の任用資格を有する者のうち、児童虐待に関する相談援助業務の実務経験が10年以上ある者
  - （2）前号の他、子ども家庭総合支援センター所長が必要な資格又は経験を有すると認める者
- ※ 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は受験できません。（詳細は最終ページ参照）

### 4 任用期間

令和7年11月1日から令和8年3月31日まで（予定）

※条件付採用期間あり（原則1か月）

※任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ面接及び勤務実績等に基づく能力実証の結果が良好であると任命権者が認めた者については、再度任用される可能性があります（再度任用を保障するものではありません）。

### 5 勤務条件

- （1）報酬額 日額 16,856 円（地域手当相当分を含む）  
※ 採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。  
※ 通勤に係る費用は実費を支給します。（1か月の上限額：55,000 円）  
※ 原則として翌月 15 日に金融機関口座に振り込みます。

- （2）勤務日 月 16 日以内

※勤務日数については、別途援助課長との協議の上決定します。希望する勤務日数について、採用選考申込書（兼履歴書）の右上の項目へご記入願います。

(3) 勤務時間（休憩時間を除く）

8 時 45 分から 17 時 30 分までの間で、1 日 7 時間 45 分勤務

(4) 休憩時間 1 時間

(5) 週休日 原則、土曜日、日曜日、祝日

※週休日は、勤務表（シフト表）によって、4 週間ごとに定める。

(6) 休日 祝日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日、その他規則で定める日

(7) 休暇 年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇等が設けられています。

(8) 時間外労働 原則なし（業務の繁忙時期により、発生する場合があります。）

(9) 加入保険 **（月 12 日勤務以上の場合のみ）** 雇用保険、厚生年金、健康保険

(10) その他勤務場所における特記事項 勤務場所は建物内・敷地内ともに禁煙

## 6 選考方法・日程等

|       |                                                                                                                                                                  |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 選考方法  | 書類審査（採用選考申込書による）及び面接により、総合的に判断し、合格者を決定します。面接は、会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について個別に行います。                                                                                   |
| 選考日程等 | <b><u>令和 7 年 10 月 3 日（金）午後に面接を実施予定</u></b><br>※選考日程の希望は受け付けません。<br>※面接の詳細は令和 7 年 9 月 25 日（木）以降お知らせします。<br>令和 7 年 9 月 30 日（火）までに連絡が無い場合は、「8 申込先・問い合わせ先」までご連絡ください。 |
| 結果発表  | 令和 7 年 10 月中旬頃までに、受験者全員に通知予定<br>※内定者には、任用の手続き等をお知らせします。                                                                                                          |

## 7 申込方法

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込方法 | 下記の申込期限までに、「 <b><u>板橋区児童相談業務人材育成専門員（心理）（会計年度任用職員）採用選考申込書（兼履歴書）</u></b> 」を郵送又は直接持参で提出してください。                                                                                                                                                                                                                     |
| 申込期限 | <b><u>令和 7 年 9 月 24 日（水）までに直接持参又は郵送（期限までに提出先に到着したもののみ有効）で提出してください。</u></b><br>※封筒の表面に「板橋区児童相談業務人材育成専門員（心理）採用選考申込」と朱書きし、必ず <b><u>簡易書留で送付</u></b> してください。なお、普通郵便による事故については、責任を負いません。<br>※窓口受付は、土曜・日曜・祝日を除く 9 時から 17 時まで。<br>※郵送の場合は、上記期限までに申し込み先へ到着したもののみ有効といたします。そのため、申込期限間際での発送を予定している場合は、直接窓口へのご持参のご対応をお願いします。 |

※申込書は返却いたしません。

※申込書は今回の選考のみに利用し、その他の目的には利用いたしません。

## 8 申込先・問い合わせ先 ※選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

板橋区子ども家庭総合支援センター 援助課 運営係

〒173-0001 東京都板橋区本町 24 番 17 号 電話 03-5944-2374

※問い合わせの際には、「児童相談業務人材育成専門員（心理）（会計年度任用職員）採用選考について」の旨をお伝えください。

※持参の場合は、板橋区子ども家庭総合支援センター 1 階総合受付にてお声がけください。

## 9 板橋区子ども家庭総合支援センター案内図

【交通アクセス】 都営三田線「板橋本町駅」下車 徒歩 7 分

東武東上線「中板橋駅」下車 徒歩 20 分

国際興業バス「大和町」下車 徒歩 7 分



## 【参考】地方公務員法 第 16 条

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心身耗弱を原因とするもの以外）。